

まちの景観と空家対策

管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている背景を受け、「空家等対策の推進に関する特別措置法（空き家法）」が施行されました。市も、空き家等への対策に取り組むため、法に基づき空家等対策計画の策定を進めています。

「空き家法」施行の効果

空き家法の施行により、管理不全状態で放置された空き家等を、特定空家等に位置付け、所有者に対し適正な管理の指導や、解体を命令し、撤去などの強制措置を講じることができるようになりました。

市の空き家等の現状

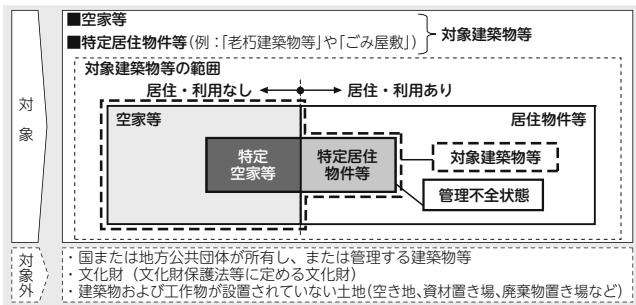
平成25年の住宅・土地調査（総務省）によると、市内の総住宅数は3万7040戸で、そのうち空き家数が3210戸となっており、空き家率は8・7パーセントです。

県内で見ると、調査対象54市中46番目で、空き家率は低い状況です。しかし、今後さらなる少子高齢化の進展や人口減少などの社会情勢の変化に伴い、空き家の増加に備え、空き家の適切な管理等に向けた取り組みが重要となります。

市の取り組み

市では、空き家法に基づく空家等対策計画等の作成に向け、「庁内検討会議」をはじめ、「まちの景観と空家等対策推進協議会」を設置し、市民や法務・建築・不動産・商業・福祉等の学識経験者などのさまざまな立場の方により、協

図 計画の対象範囲



議・検討を行ってきました。そして、（仮）八潮市まちの景観と空家等対策計画（素案）がまとまりました。

計画等の特徴「老朽建築物やごみ屋敷も対象に」

空き家法では、居住その他の使用がなされていないことが常態である「空き家等」を対策の対象としています。

市の計画では、居住や使用している建築物であっても、破損などが著しい「老朽建築物」や、「ごみ屋敷」などの周辺住民の生活環境に影響がある建築物（特定居住物件等）についても、対象としています。

※空き家以外の建築物の対策は、新たに制定する条例に規定します。

（仮）八潮市まちの景観と空家等対策計画

この計画は、空き家や特定居住物件等に関しての、基本方針や各対策をまとめたものです。

計画期間は10年間で、空き家等の実態調査などの結果を踏まえ、計画の内容の修正を検討していきます。

計画を推進するための条例を策定予定

この条例は、空き家や特定居住物件等の対策に関し必要な事項を定め、空家等対策計画の実効性を高めることを目的として策定します。

条例では、管理不全状態にある特定空家等や特定居住物件等への措置を定めるほか、その措置の妥当性を審議するための附属機関の設置などを盛り込む予定です。

（仮）八潮市まちの景観と空家等対策計画（素案）の説明会を開催

日①12月11日(金) 午後7時～
日②12月13日(日) 午後2時～
場八潮メセナ①集会室②会議室
※いずれも内容は同じ、事前申込不要

計画（素案）に関する意見募集を行っています。詳しくは、下段「意見募集」の②をご覧ください。

問都市デザイン課 ☎ 346

意見募集

- ①第4次八潮市男女共同参画プラン（素案）
問人権・男女共同参画課 ☎ 811、メールアドレス jinkendan-jyo@city.yashio.lg.jp
- ②（仮）八潮市まちの景観と空家等対策計画（素案）
問都市デザイン課 ☎ 346、メールアドレス t-design@city.yashio.lg.jp

—①②共通—

- 1. 計画（素案）の公表
市ホームページ、市役所（840情報資料コーナー）、駅前出張所、八幡図書館、八条図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、エイトアリーナ、八潮メセナ、やしお生涯学習館および保健センターでご覧になれます。
①は、だいばら児童館でもご覧になれます。
また、各担当課で貸し出しを行います。
- 2. 募集期間
①12月9日まで（必着）②12月18日まで（必着）
- 3. 対象者
▼市内に住所を有する方
▼市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
▼市内の事務所または事業所に勤務する方
▼市内の学校に在学する方
▼計画（素案）に利害関係を有する方
- 4. 提出方法
①は「第4次八潮市男女共同参画プラン（素案）に関する意見」、②は「（仮）八潮市まちの景観と空家等対策計画（素案）に関する意見」と明記（メールの場合は件名に）し、住所、氏名を記入のうえ、窓口、郵送、ファクスまたは電子メールで各担当課へ
- 5. 意見の公表
提出された意見などは、市の考え方を付して内容を公表します（住所・氏名は公表しません）。なお、類似の意見については、まとめて公表することがあります。また、意見に対する個別回答はしませんのでご了承ください。

八潮南部東地区宅地(保留地)を販売

今回販売する保留地は、つくばエクスプレス八潮駅まで徒歩約5～10分です。

また、首都高速6号三郷線の八潮ランプまで、車で約5分と交通アクセスも良好な地域です。

【販売区画】

2区画（八潮南部東一体型特定土地区画整理事業地区内）

【販売面積・価額】

整理番号	面積 (㎡)	価額 (円)
27-7	262	36,680,000
27-8	142	21,300,000

【販売方法】

公開抽せん方式

【申込期間】

①11月24日(火)・25日(水)②11月26日(木)・27日(金) 午前10時～午後5時（②は①で申し込みがない区画のみ受け付け）

対①当地区内に所有権などの権利があり、市の権利者名簿に登録されている方②一般の個人および法人

持抽せん参加保証金50万円を納付した領収書（納付書は、TX八潮東地区宅地販売センターにて発行）および認印

用TX八潮駅東地区宅地販売センター（☎0120-17-8404、木曽根1193-1）へ

【抽せん】

日11月30日(月) 午前10時～

場TX八潮駅東地区宅地販売センター

※抽せん参加申込書、販売案内資料、詳細な内容などについては、TX八潮駅東地区宅地販売センターへお問い合わせください。なお、市ホームページにも掲載しています。

※抽せん販売箇所の保留地で申し込みがなかった区画は、11月30日から先着順で販売します。

問市街地整備課 ☎ 460

